

教第 49 号議案

神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則について  
神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 26 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理由

神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）第5条において、神戸市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて、同条例の規定を準用することとされているため、神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する。

神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則

神戸市教育委員会公告式に関する規則（昭和23年11月教育委員会規則第4号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 神戸市教育委員会公告式に関する規則の廃止について

教育委員会事務局総務課

## &lt;概要&gt;

神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)第5条において、教育委員会が定める規則・規程等についても同条例を準用することが規定されている。教育委員会の公告式については、同条例の準用で足るため、神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する。

## &lt;参考&gt;

## ○神戸市公告式条例

第1条 本市の公告式は、法令その他別に定めるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第2条 条例は、市長が署名して公布する。

第3条 条例の公布は、市公報に登載して行う。但し、急施を要する条例は、市役所その他の市事務所の掲示場に掲示して、市公報の登載に代えることができる。

第4条 条例は、それぞれの条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

第5条 前3条の規定は、本市規則並びに本市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、本市規則については第2条中「市長が署名」とあるのは「市長名を記入」と、本市各機関の定める規則その他の規程については同条中「市長が署名」とあるのは「その機関名又は機関の代表者名を記入」と読み替えるものとする。

第6条 第3条の規定は、前条に掲げる規程以外のもので、公表を要する本市告示その他の公告に準用する。

○神戸市教育委員会公告式に関する規則

昭和23年11月1日

教委規則第4号

第1条 神戸市教育委員会(以下「委員会」という。)の公告式は、この規則の定めるところによる。

第2条 委員会規則は、教育長名を記入し、すみやかに公布するものとする。

第3条 委員会規則の公布は、神戸市公報に掲載して行う。但し、急施を要する場合は、市役所又は区役所その他市事務所の掲示場に掲示して神戸市公報の掲載に代えることができる。

第4条 委員会規則は、当該委員会規則に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

第5条 前3条の規定は、公表を要する委員会告示及びその他の規程の公告に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年1月16日教委規則第12号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定は、昭和32年度から適用する。

附 則(平成27年3月31日教委規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日教委規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月29日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。